

青木村訪問理美容サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 要介護高齢者等が訪問理美容サービスを受けるときの訪問費用を助成し、もって要介護高齢者等の福祉増進を図ることを目的とする。

(実施主体及び委託)

第2条 事業の実施主体は青木村とする。ただし、事業の一部又は全部を青木村商工会に委託することができる。

(対象者)

第3条 青木村訪問理美容サービス事業（以下「事業」という。）の対象者は、村内に住所を有し、理髪店または美容院に出向くことが困難な在宅の者のうち、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により要介護3以上の認定をされた高齢者等。

(2) その他村長が特に必要と認める者。

2 前項の規定に関わらず、健康上又は身体的な状況等の理由によりサービスを受けることができないと認められる場合は、対象者から除くものとする。

(助成額及び助成限度)

第4条 助成額は利用1回につき2,000円とし、年間の利用回数は利用決定日の属する月から起算して、当該年度の3月までの月数に3分の1を乗じて得た数（1未満の端数があるときには、これを切り上げた数）とし、4回を限度とする。

(申請等)

第5条 この事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、青木村訪問理美容サービス事業申請書（様式第1号）を地域包括支援センターを経て、村長に提出するものとする。

2 村長は、前項に規定する申請があったときは利用の可否を決定し、青木村訪問理美容サービス事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知し、青木村訪問理美容サービス利用券（様式第3号）（以下「利用券」という。）を交付する。

3 利用券の有効期限は、交付した日の属する年度の末日までとする。

(訪問理美容業者)

第6条 この事業による訪問理美容を行うことができる者は、村内で理美容業を営み、青木村商工会に所属している理美容院とする。

(利用方法)

第7条 第4条の規定により利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が、訪問理美容を利用するときは、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 訪問理美容業者への利用の申込みは、利用者が行うものとする。

(2) 訪問理美容業者は、前項の申込みがあったときは、訪問理美容を行うものとし、利用者は、必要事項を記入した利用券を訪問理美容業者に提出し、訪問理美容に要した額から助成額を控除した額を訪問理美容業者に支払うものとする。

(助成金の支払)

第8条 訪問理美容業者は、サービスを実施した時は、利用券を青木村商工会長に提出するものとする。

2 青木村商工会長は、訪問理美容サービス事業請求書（様式第4号）に利用券を添えて、村長に請求するものとする。

3 村長は、前項に規定する請求を受理した時は、必要な審査を行ない、助成金を支払うものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附則

(施行期日)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。